

(単位:千円)

事業名	住宅建設促進に向けた市有土地の有効活用		新規	予算額	財源			内訳
	住宅建設促進に向けた市有土地の有効活用				国庫支出金	府支出金	市債	
背景・経緯	<p>住宅建設促進に向けた市有土地の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少が続く中、若者世代に「選ばれざるまち」を目指した総合的な移住・定住対策」を最重要施策と位置付けR5より強力に推進。 各種分析より、本市の「住環境不足」(宅地の開発・流通量が近隣市町と比べて少ない、低廉な賃貸物件が少なく等)は大きな課題と判明。一方で、宅地開発に資すると考えられる市遊休保有地については、従前から公募による売却を図っているものの、価格がネックとなり進んでいない状況。 持続可能な行政運営有識者会議 (R5.2月 第3回会議) において、予定価格引き下げ等による売却促進の方向性を確認。 							
	<p>移住・定住を促進する観点から、居住用途に適した市有土地の売却に当たり、これまでの公募条件を見直し、住宅建設の促進を図る。</p>							
目的	<p>移住・定住促進</p> <p>住みたい、住み続けたいまちづくり</p>							
事業概要	<p>【宮津市総合計画以外の計画】</p> <p>H27 宮津市公共施設等総合管理計画 H27～R7</p> <p>R2 宮津市公共施設再編方針 R2～R12</p> <p>R2 宮津市第2期宮津市行政運営指針 R3～R12</p>							
	<p>期待される効果等</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住用途に適した市有土地の売却による住宅建設の促進 増収対策(土地売却収入、固定資産税収入) 							
<p>担当部署</p>				<p>企画財政部 財政課</p>		<p>45-1611</p>		<p>6</p>

資料5-5



■住宅建設促進に向けた市有土地の有効活用

下記の条件を満たす公募中の市有土地について、最低売却価格の引き下げなど公募条件を見直し、売却及び住宅建設の促進を図る。

区分	対象土地	公募条件	最低売却価格の引き下げ額 (評価額から差し引く額)	公募方法
ア	○面積が400㎡以上(宅地2区分分以上) ○生活利便性が極めて高い地域にある土地	一定期間内に居住用途に供する	土地評価額の1/2(引き下げ後の最低売却価格:土地評価額の1/2)	公募型プロポーザル ※反契約後に議会の議決を求める (地方自治法第237条に基づく減額譲渡に係る議決)
イ	○ア以外の土地 ○公募から3年が経過しても売却に至っていない土地	—	土地評価額の1/5(引き下げ後の最低売却価格:土地評価額の4/5)	一般競争入札

<参考>引き下げ後の最低売却見込価格(令和4年度の不動産評価額によるもの)

区分	物件名	地積	現在の先着順公募	引き下げ後
ア	①旧福祉センター	908㎡	17,170千円	10千円
	②旧互助会館	422㎡	9,580千円	780千円
イ	③惣(宅地)	195㎡	4,350千円	3,480千円
	④喜多(宅地)	134㎡	2,880千円	2,310千円
	⑤須津商業地	237㎡	7,170千円	5,740千円

※物件①と②は、建物除却費相当額控除後の額